



運転免許証を自主返納 される方を支援します



～高齢者運転免許証自主返納支援事業～

近年、高齢者のドライバーが加害者となる交通事故が増加しています。一方、「最近運転に自信がなくなってきた、でも移動が不便になるし免許証を手放すことはできない」といった方が多くいらっしゃいます。そこで亀岡市では、高齢者事故を防止し安全安心な生活を送っていただくことを目的に、高齢者が免許証を自主返納していただくきっかけづくりとして「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を実施しています。ぜひ、この機会にご検討下さい。



対象

- ① 亀岡市内に住所があり、免許証を返納される時点で満70歳以上の方(自主返納をした時点)
 - ② 全ての運転免許証(注1)を自主的に返納された方
 - ③ 返納した日から起算して1年以内に支援制度の申請をされた方
- *上記①～③すべてを満たしている方が対象となります。
***有効期限切れの運転免許証は、対象外です。**
- (注1)全ての運転免許証とは、原付免許を含む全ての免許証を指します。



手続方法

- ① 警察署窓口(亀岡警察署)、京都駅前運転免許更新センター
又は運転免許試験場のいずれかにおいて全ての運転免許証の
自主返納申請をして下さい。
- ② 亀岡市役所6階窓口(自治防災課)において
「高齢者運転免許証自主返納支援事業」の申請をして下さい。



支援内容

- ① 京都タクシー(株)利用カード(5,000円分)
 - ② ICOCA カード5,000円分(デポジット500円分を含む。)
- 上記のいずれか一つ

手続きの詳細については、裏面をよくご確認ください。



高齢者運転免許証返納支援事業手続きの流れ

①警察署等で免許返納



1. 亀岡警察署、京都駅前運転免許更新センター又は運転免許試験場のいずれかにおいて全ての運転免許証の自主返納申請をして下さい。

【持ち物】

運転免許証

2. 「申請による運転免許の取消通知書」を受け取ってください。



②市役所で申請及び特典の受け取り（自治防災課）

1. 亀岡市役所 6階 自治防災課で「高齢者運転免許証自主返納支援事業」の申請をして下さい。

【持ち物】

「申請による運転免許の取消通知書」及び官公署が発行した本人確認書類(注)

(注)(運転免許証の写し、写真付きのマイナンバーカード、パスポートなど)をご持参ください

2. 「京都タクシー(株)利用カード」又は「交通系 IC カード(ICOCA カード)」のいずれかをお選びいただき、お受け取り下さい。